

2013 九州オープンゴルフ選手権競技(予選)競技規定

主 催 : 九州ゴルフ連盟

開催期日、および開催会場

| | | |
|------------|----------|------------------|
| 福岡県北部 | 5月16日(木) | ザ・クラシックゴルフ倶楽部 |
| 福岡県南部 | 5月16日(木) | 夜須高原カントリークラブ |
| 佐賀・長崎・大分県 | 5月16日(木) | 長崎国際ゴルフ倶楽部 |
| 熊本・宮崎・鹿児島県 | 5月16日(木) | 玉名カントリークラブ |
| 沖縄県 | 5月16日(木) | パームヒルズゴルフリゾートクラブ |

1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則および本競技ローカルルールを適用する。

2. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

3. 使用球の規格

- 『公認球リストの条件・ゴルフ規則付 I (c)1b』を適用する。(ゴルフ規則 175 ページ参照)
- ラウンド中に使用する球について、『ワンボール条件・ゴルフ規則付 I (c)1c』を適用する。(ゴルフ規則 176 ページ参照)

4. 使用クラブの規格

『適合ドライバーヘッドリストの条件・規則付 I (c)1a』を適用する。(ゴルフ規則174 ページ参照)

5. プレーの条件

18ホール・ストロークプレー

6. 各県地区予選通過者

予選通過者の総数を 50 名とし、各会場の予選通過人数は申込者数比率により決定する。なお、予選通過者にタイが生じた場合は、マッチング・スコアカード方式により順位を決定する。

また、5月24日時点で決勝参加資格者に欠場が出た場合は、後日該当地区よりその人数分を本予選順位により繰り上げる。

7. 競技終了時点

本予選競技は、競技委員会の作成した順位表が掲示された時点をもって終了したものとみなす。

8. 参加資格

アマチュア 加盟クラブ正会員、九州学生ゴルフ連盟が推薦する者、および九州高等学校ゴルフ連盟が推薦する者
プロフェッショナル (アシスタントプロ含む) 九州、沖縄県在籍者

なお、決勝に参加資格のある者が本競技に出場した場合、その参加資格を放棄したものとみなす。

競技委員長は、いつでも出場に相応しくないと判断した競技者の参加資格を取り消すことができる。

9. 参加申込方法

所定の申込用紙に必要事項記入の上、アマは所属クラブを通じ指定の開催会場に、プロは居住地の開催会場に直接申込みものとする。(アマは、所属クラブの地区開催会場、プロは、居住地の開催会場)

なお、1会場 160名を限度とし先着順とする。160名を超えた場合、別の会場となる場合がある。

10. 競技参加料

参加料 5,250 円 (消費税含む)

アマは所属クラブを通じ開催コースに、プロは指定の様式により申込締切日までに開催コースに支払うものとする。なお、締切日以降の取り消しについては、参加料の返金を行わない。

また、本予選を通過し決勝に出場する場合は、別途参加料 アマ 15,750 円 (消費税含む)、プロ 21,000 円 (消費税含む) を参加申込書とともに 5月24日(金)までに、九州ゴルフ連盟に支払わなければならない。

11. 参加申込締切日

4月19日(金)

締切日までに開催コース必着とし、締切日以降の申込みは理由の如何を問わず受け付けない。

12. 練習日およびプレー費

練習日は、競技開催2週間前から2回(土・日・祝日を除く)開催コースに申し込み、そのコースの定めた日時に練習することができる。規定による練習日および競技当日は、アマは会員扱い、プロはグリーンフィを免除する。

13. 欠場する場合

締切日以降に欠場する場合は、開催日前日までに文書で九州ゴルフ連盟に届け出ること。(アマは所属クラブを通じ)なお、競技当日欠場については、本人のスタート30分前までに開催コース本競技委員会に届け出ること。届け出がない場合は、無届欠場とし本年度および次年度までの連盟主催競技に参加することを認めない。また、欠場届提出後の再出場は認めない。

14. 組合せおよびスタート時刻

組合せおよびスタート時刻は、決定次第アマは所属クラブに、プロは本人へ通知するとともに、九州ゴルフ連盟ホームページにおいて発表する。

15. キャディー

正規のラウンド中、競技者が委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『ゴルフ規則付I(c)2』を適用する。(ゴルフ規則177ページ参照)

16. 個人情報に関する同意内容

参加者は、参加申込みに際し、主催者が取得する参加申込者の個人情報を主催者の目的の範囲内で他に提供(公表)することについて、予め同意することを要する。

17. 肖像権に関する同意内容

参加者は、参加申込みに際し各種記録媒体による収録物、複製物あるいは編集物(適正範囲の編集に限る)にかかる競技者の肖像権を、本選手権競技に関して主催者の目的に反しない範囲で利用するために、主催者に譲渡することを、予め承諾することを要する。